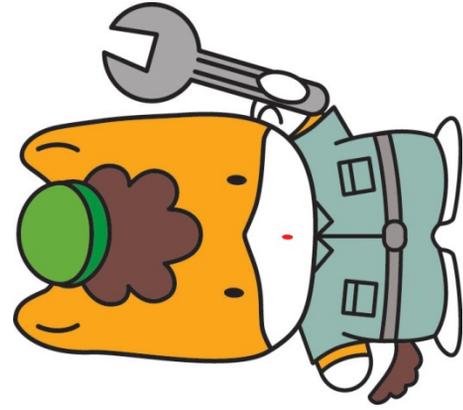


平成30年度地方分権改革に関する提案募集

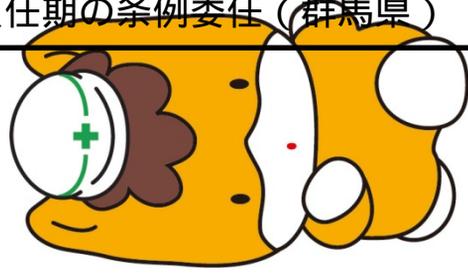
# 建築士審査会の委員任期の 条例委任



平成30年7月10日

**群馬県**

総務部総務課  
県土整備部建築課



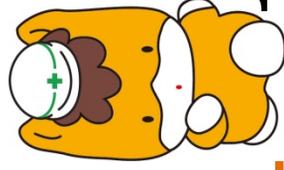
# 建築士審査会とは

## 【所掌事務】

- 建築士試験に関する事務
- 建築士免許取消しの際の同意など

## 〈本県〉

- 委員7名で構成
- 建築士試験（学科試験、設計製図試験）の合格判定基準などを審議するため、年2回程度開催



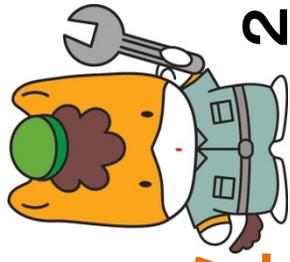
## 委員委嘱における課題

### 【本県の委員委嘱の考え方】

- 新たな委員を委嘱する場合、審査会の中立性・公平性の観点から関係団体に推薦依頼

### ＜本県の実情＞

- ・委員には、設計製図試験の採点などを行うための、知識・ノウハウの蓄積が相当程度必要。
- ・団体内における候補者の選定に、時間を要している。そのため、まずは、現委員に再任を打診。

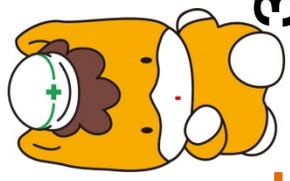


## 本県における支障事例

### 【支障事例】

- ◆ 委員任期が2年とされているため、比較的短期間で改選・委員委嘱事務が発生する
- ◆ 再任委員も多く、委員委嘱事務が一部形式化（過去25年で27名中25名が2年を超えて再任）

- ・ 建築士法により「委員任期=2年」とされているため委員任期を伸ばしたくてもできない！
- ・ 開発審査会、建築審査会の委員任期は条例委任されている。建築士審査会に係る規制だけが、残されている。



# お願いしたい地方への規制緩和

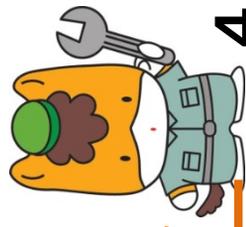
建築士審査会の委員任期を、条例で設定できるように

## ＜効果＞

- 委員の経験蓄積による委員会運営の安定化・円滑化
- 委員の改選・委嘱事務の負担が軽減  
（団体への推薦依頼、候補者への事前説明、委嘱事務手続き）
- ただし、2年のままでよいと考える都道府県もあるかもしれないため、一律に条例委任する方式のほか、希望する都道府県に条例委任できる方式（※1）や、法律の任期規定を廃止し建築士審査会独自で任期を設定できるようにする方式（※2）などの措置も考えられる。

※1 例) 第5次地方分権一括法における精神医療審査会の委員任期の条例委任

※2 例) 第3次地方分権一括法における建築士審査会の委員の定数の規定の廃止



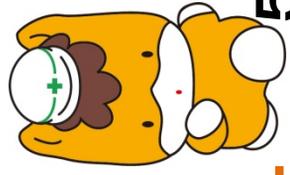
## 諸懸念に対する考え方

○委員任期を地方の裁量に委ねることについてどう考えるか？

→自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならぬ」とあります。

(地方自治法第2条第13項)

→開発審査会、建築審査会の委員任期が条例委任されていることを考えれば、建築士審査会に係る規制だけが残されている理由は乏しいと考えます。



# 産業廃棄物処理施設の設置者における 特例の対象となる一般廃棄物の拡大

静岡県袋井市